

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [割増賃金について（年俸制の場合）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 割増賃金について（年俸制の場合）

年俸制賃金の法令の定義はないが、主に労働者の仕事の成果によって決定される場合が多いと推測されます。労働者の年間の成果に基づいて翌年度の賃金額を決定する仕組みですから、賃金額と労働時間・割増賃金との対応関係が比較的希薄な管理監督者や企画業務型の労働者に適用されています。

年俸制賃金額を定めるについては、年俸制賃金総額に割増賃金額をも含むとすることは、それ自体ただちに違法とはなりません。

しかし違法とならないためには次の要件を満たさなければなりません。

1. 割増賃金部分の金額が明らかであること
2. 1年間に行った時間外労働・休日労働・深夜業の時間数の金額と、上記[1]の金額とが対応していること
3. 実際に行った時間外労働・休日労働・深夜業の時間数の金額が、[1]の金額を上回る場合は、不足する金額を追加して支払うこと

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録****お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.